

制度情報—2020年12月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

刑法修正案(11)

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第66号

(公布日) 2020年12月26日

(施行日) 2021年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 法定の最低刑事責任年齢を引き下げて各年齢段階ごとに規定を設けた。うち12歳～14歳の未成年は故意の殺人等について刑事責任を負う。(第1条)
- (2) 食品・薬品の安全管理をより強化し、食品・薬品にかかる犯罪への取締りを改善した。(第5条、第6条、第7条)
- (3) 特殊な職責にある者による未成年者への性的暴力の犯罪に関する規定を追加した。(第27条)
- (4) 高所からの物品投棄等、公共の安全を脅かす行為を刑罰の対象とした。
(第2条、第33条)
- (5) 公共衛生に対する刑事保障を強化し、3種類の罪名を新たに設けた。
(第37条等)

2. 今後の留意点

今回の修正案では、知的財産権犯罪に対する修正が比較的多く、1997年に『刑法』の全面的な改訂が行われて以来初の知的財産権犯罪に関する改訂・改善となった。犯罪に対する刑罰を適度に引き上げ、営業秘密侵害の該当事由や罪状認定に関する規定を改善する等した。(全48条)

動産及び権利担保の登記統一に関する決定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2020〕18号

(公布日) 2020年12月22日

(施行日) 2021年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 2021年1月1日より、全国範囲で動産及び権利担保の登記を統一する。(第1条)

- (2) 動産及び権利担保の登記統一の適用範囲に含まれる担保の種類には、生産設備、原材料、半製品、製品への抵当権設定、未収債権への質権設定、預金証書、倉庫証券、船荷証券への質権設定、ファイナンスリース等を含む。(第2条)
- (3) 登記統一の適用範囲に含まれる動産及び権利担保は、当事者が中国人民銀行の「信用調査センター動産融資統一登記公示システム」を使って自ら登記し、登記内容の真実性、完全性、適法性に責任を負う。登記機関は登記内容に対する実質審査を行わない。(第3条)

2. 今後の留意点

- (1) 車両、船舶への抵当権設定、債券、持分への質権設定、知的財産権中の財産権への質権設定等については、なお現行の方法により登記する。
- (2) 国家市場監督管理総局は動産抵当物登記を管理する職責を担わなくなり、今後中国人民銀行、国家市場監督管理総局により生産設備、原材料、半製品、製品への抵当権設定登記の移行手配について明確な指示が出され、現有情報の照会、変更、抹消及びデータ移管の作業が行われる。(全5条)

食品安全民事紛争事案の審理における法律適用

にかかる若干の問題に関する解釈(1)

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2020〕14号

(公布日) 2020年12月8日

(施行日) 2021年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 責任を負担する主体について明確に規定した。(第1条)
- (2) 流通販売の安全をより厳しく管理し、電子商取引プラットフォームの責任負担について明確に規定し、食品のネット購入の安全について規定した。(第2条、第3条、第6条)
- (3) 経営者の信義誠実意識を強化し、経営者の信用失墜コストをより加重した。法により食品安全公益訴訟を受理するとした。(第8条、第13条)
- (4) 懲罰性賠償は人身損害をもたらしたことを前提としないことを明確に規定し、消費者の権益保護を強化した。(第10条)
- (5) 包装済み製品の生産経営者に課す、製造日及び品質保証期間を明瞭に表示する責任を加重した。(第11条)
- (6) 輸入食品の経営者責任について明確に定め、輸入食品の安全について適切に規定した。(第12条)

2. 今後の留意点

本規定では、公共交通輸送における食品安全の責任主体についても明確に規定された。提供の無償と有償の別を問わず、公共交通輸送の運送請負人は全て提供する食品の安全性を保証しなければならない、食品を無償で提供することを理由に抗弁してはならないとした。(全14条)

一部の司法解釈及び関連規範性文書の廃止に関する決定

(発令元) 最高人民法院
(法令番号) 法釈〔2020〕16号
(公布日) 2020年12月29日
(施行日) 2021年1月1日

1. 主なポイント

『民法典』が2021年1月1日より施行されていることに鑑み、『民法典』等の法律規定により、裁判の実績を踏まえ、最高人民法院が『「民法総則」の訴訟時効制度の適用にかかる若干の問題に関する解釈』等116件の司法解釈及び関連規範性文書の廃止を決定した。

2. 今後の留意点

最高人民法院では、上記の司法解釈及び規範性文書の廃止とともに、新たに10件近くの司法解釈及び規範性文書を公布したが、いずれも『民法典』の実施に合わせて公布されたもので、企業には法整備の動きに十分注目するよう勧める。

外商投資奨励産業目録（2020年版）

(発令元) 国家発展改革委員会、商務部
(法令番号) 令第38号
(公布日) 2020年12月27日
(施行日) 2021年1月27日

1. 主なポイント

- (1) 2020年版の奨励目録は総条目数が1,235条となり、2019年版に比べ127条が追加され、88条が修正された。その内訳は、全国版外商投資奨励産業目録が480条（追加65条、修正51条）、中西部地区外商投資優勢産業目録が755条（追加62条、修正37条）である。
- (2) 全国版目録では引き続き製造業を外資による投資の重点方向とし、サービス業及び製造業の融合・発展の促進を今回の改訂の重点の一つとした。
- (3) 外資による生産型サービス業や中西部地区への投資をさらに奨励する。
- (4) 主な優遇政策について次の通り明確に定めた。
 - ・奨励類の外商投資プロジェクトにつき、投資総額の範囲内で自己使用する設備を輸入するものについて、『輸入において免税としない重大技術装備及び製品目録』、『外商投資プロジェクトにおいて免税としない輸入商品目録』の対象を除き、関税の免税政策を実行する。
 - ・条件を満たす西部地区及び海南省の奨励類産業に従事する外商投資企業について、15%の軽減税率を適用して企業所得税を徴収する。

2. 今後の留意点

奨励類目録は、これまで3～5年に1度の周期で改訂されてきたが、今回の改訂は前回からわずか1年で改訂され、現情勢下において中国政府がいつそうの外資安定を図るための重要施策となっ

ている。また、国家発展改革委員会、商務部では2020年12月10日に市場参入ネガティブリスト(2020年版)が公布されており、外資系企業では政策の実施状況に注目されるよう勧める。

税関輸出入貨物減免税管理弁法

(発令元) 税関総署

(法令番号) 令第245号

(公布日) 2020年12月21日

(施行日) 2021年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 従前、企業の減免税貨物については届出、審査認可等の措置が取られていたところ、審査確認措置の実行に変更された。(第4条)
- (2) 従前は企業が減免税を申請した後、税関より「徴税・免税証明」を発行していたところ、「徴税・免税確認通知書」に変更された。(第5条)
- (3) 従前、減免税貨物について企業が税額担保を申請する場合、税関より「税関減免税貨物税額担保手続許可証明」を発行していたところ、「税関減免税貨物税額担保通知書」に変更された。(第10条)
- (4) 減免税貨物の管理について、従前は「その他の貨物」についての監督管理期間は5年とされていたところ、3年に変更された。(第14条)

2. 今後の留意点

当該弁法は、すでに施行されている『20種の商品について減免税停止の規定を執行しないことに関する公告』、『重大技術装備輸入税収政策管理弁法』、『重大技術装備輸入税収政策管理弁法実施細則』とともに、2020年の国による減免税貨物管理方式に対する変革措置を構成するもので、税関による「放管服」政策及び企業を十分に信頼する措置を体現し、輸出入企業に大きなメリットをもたらすものとなった。(全38条)

外商投資安全審査弁法

(発令元) 国家発展改革委員会、商務部

(法令番号) 令第37号

(公布日) 2020年12月19日

(施行日) 2021年1月18日

1. 主なポイント

- (1) 外商投資安全審査機関を設立して国家発展改革委員会に置き、国家発展改革委員会、商務部により主導し、外商投資安全審査の日常業務を担う。(第3条)
- (2) 外商投資安全審査の範囲、申告メカニズム、審査のプロセスと期限につき明確に規定した。(第4条、第6条、第8条、第9条)

- (3) 外商投資安全審査の実施決定及び規則違反に対する懲戒について、具体的に規定した。(第 13 条、第 16 条、第 18 条)

2. 今後の留意点

中国では、2011 年から外国投資者が国内企業を買収するに際しての安全審査制度を確立し、2015 年より自由貿易試験区において、ネガティブリストによる管理モデルに適応する外商投資安全審査措置の試験運用が実施された。本弁法では 10 年近くにわたる取組みの実践を踏まえ、審査機関、審査範囲等に適度な調整を加えたうえ、金融等の機微分野をも審査範囲に含めており、外資系企業の高い注目を集めている。(全 23 条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

胡氏は某日系製造メーカーの従業員であるが、2014年8月19日、勤務中に転倒して隣で勤務していた謝氏にぶつかったことが発端で掴み合いのけんかとなり、同僚が仲裁に入ったにもかかわらず、その後胡氏が作業用シャベルを持ち出して謝氏の顔面を殴打し、再度同僚が仲裁に入った後、今度は謝氏が作業用の斧で胡氏の頭部を殴打し、後頭部の切傷、頸椎骨折と診断された。その後、胡氏は後遺障害等級4級と認定された。

2014年8月29日、会社は労災認定申請を提出し、人力資源社会保障局は公安局が発行した「謝氏の故意による傷害事件に関する状況説明」等の資料に基づき、胡氏が負った事故傷害は、『労働災害保険条例』第14条、第15条所定の労災又は労災とみなされる状況には合致しないと判断し、労災として認定しないことを決定した。胡氏はこの決定を不服として裁判所に対し行政訴訟を提起した。

2. 紛争の焦点

胡氏が負った傷害は労災に当たるか。

3. 弁護士分析

国务院の『労働災害保険条例』第14条第(3)号では、勤務時間、勤務場所において、業務の職責の履行に起因し暴力等の事故傷害を受けた場合、労災を認定すべきであるとしている。

労災認定の実務において、「業務の職責の履行に起因し暴力等の予想外の傷害を受けた」ことについては因果関係が特に重視される。ここでいう「因果関係」とは直接の因果関係として理解されるべきもので、間接的な因果関係は含まれず、また「業務の職責の履行」の含意は、「勤務」と同一ではない。「業務の職責の履行に起因して暴力傷害を受けた場合」とは、一般に従業員が業務の職責履行に起因して、ある者の不合理なもしくは違法な目的が達成されなくなり、その者が報復として当該従業員に対して暴力を振るう人身傷害を指す。

本件では、胡氏は勤務中に転倒して謝氏にぶつかり、双方で掴み合いのけんかとなったことは、業務の職責の履行時に発生した事故にあたる。ただし、胡氏と謝氏のけんかの行為が同僚によって仲裁された後で、胡氏が作業用シャベルを持ち出し謝氏に再び掴みかかり、顔面を打った行為は性質上すでに相互の殴打に変わっており、業務の職責履行とは必然的な関係がない。胡氏がこれによって負傷したことは、業務の職責の履行過程において受けた暴力傷害ではなく、受けた暴力傷害と業務の職責履行には直接の因果関係がないことにより、『労働災害保険条例』第14条第(3)号の規定には適合せず、労災とは認定されない。

4. 司法判断

一審、二審の裁判を経て、最終的に胡氏は労災を構成しないことが認定された。

5. 留意点

(1) 従業員の負傷にはさまざまな状況があり、実務では労災かどうかを判定しにくい場合もあるが、企業で不要な費用負担を回避するためには、事故の発生後、企業より労災認定を申請し、政府機関により正しく労災認定を受けることが望ましい。

(2) 勤務時間中に従業員が殴り合いのけんかをした場合、労災と認定されたとしても、会社として就業規則等に基づき従業員に相応の処罰を与えることができる。